

令和2年6月18日

各務原市内介護サービス事業所 各位

いつもお世話になります。各務原市介護保険課施設指導係長の大丸です。
日々新型コロナウイルス感染症の感染防止に御尽力頂き誠にありがとうございます。
ます。

介護保険最新情報 Vol.842（第12報）にて示された、通所系と短期入所系サービス事業所における介護報酬算定の特例について先日（6月10日）通知したところではありますが、先日発出された介護保険最新情報 Vol.847（第13報）にて先の通知内容と矛盾する見解が示され、またこれに伴って本市が根拠としていた岐阜県高齢福祉課の解釈も変更されました。

よって前回の通知を廃止し、あらためて本取扱いについての各務原市の見解を通知します。

特に既に利用者に同意を取られた方におかれましては混乱を招き本当に申し訳ございませんがご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

この度は解釈に変更が生じ誠に申し訳ございませんでした。

岐阜県各務原市 健康福祉部 介護保険課

施設指導係長 大丸 隆志

TEL：058-383-2067 FAX：058-383-6365 (代)

E-Mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (代)
